

令和8年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No.1 木材需要の創出・輸出力強化対策

日時：令和8年6月24日(水) 10:00～11:00

場所：農林水産省内会議室

(外部有識者) 金子 健紀 委員、中村 圭 委員、上村 敏之 委員、林 隆之 委員

(事務局) 中澤 克典 危機管理・政策立案総括審議官、藏谷 恵大 広報評価課長

(説明者) 【林野庁木材利用課】 難波 良多 課長、勝沼 太志 課長補佐、

【林野庁経営課】 鈴木 清史 特用林産対策室長

【林野庁森林利用課】 三間 知也 森林集積推進室長

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和8年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセスを開始いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会進行は私、農林水産省危機管理・政策立案総括審議官の中澤が務めさせていただきます。

初めに、根本農林水産副大臣から御挨拶を申し上げます。

○根本農林水産副大臣 皆さん、おはようございます。副大臣の根本幸典でございます。

外部有識者の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和8年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセスに御参加いただき、厚く御礼を申し上げます。

開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

公開プロセスは、行政事業レビューの一環として、外部有識者の皆様に御議論いただきながら、公開の場で事業の点検を行う取組です。EBPMの手法などを活用して事業内容や効果を点検し、その結果を予算要求や執行に反映させていくことは、行政の透明性向上、国民への説明責任といった観点からも非常に重要であると考えております。

また、本年度の行政事業レビューは、昨年11月に内閣官房に新設された租税特別措置・補助金見直し担当室と連携し、「効果検証の強化」、「政策目的と手段の精査」、「透明性・効率性の向上」等の「点検の視点」に基づき補助金等の自己点検も進めていくこととなっております。

人口減少や気候変動など我が国農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本年度の行政

事業レビューや補助金見直しの取組は、「見直し対象＝不要の施策」ということではなく、食料安全保障の強化を始め、「政策効果を最大限実現させるために見直しが必要」との視点で取り組んでいくことが重要です。

また、国民の皆様から実際の農林水産政策や生産の現場に関する理解が得られるよう、より丁寧な説明を行っていく必要があります。したがって、本日は外部有識者の皆様から事業の効果をより一層向上させるための課題や改善点などについて忌憚のない御意見、御提言を頂戴できればと考えております。いただいた御意見を予算の概算要求や事業の執行の改善につなげていきたいと考えております。

本日は夕方まで大変長時間の開催となっておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。今日は一日よろしく願いいたします。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 根本副大臣、ありがとうございました。

本日は、事前に選定した6事業について、1事業ずつ外部有識者の先生方に御議論いただき、事業をよりよいものとするための御意見や御提言を頂くこととしております。各セッション4名、具体的には農林水産省が選任した委員2名と行政改革・効率化推進事務局が選任した委員2名に御参加いただくこととしています。

まず、行政改革・効率化推進事務局が選任した委員2名を御紹介いたします。

上村敏之委員です。

林隆之委員です。

上村委員、林委員には、全セッションに御参加いただくことになります。

次に、農林水産省選任委員を御紹介いたします。

農林水産省選任委員の参加は、セッションごとの入替制となります。今会場にいるのは、第1セッションに参加する委員です。

金子健紀委員です。

中村圭委員です。

この後、第2セッションは中村圭委員と竹田麻里委員、第3セッションは竹田麻里委員と小川美香子委員、第4セッションは南島和久委員と小川美香子委員、第5セッションは三谷和歌子委員と金森俊亮委員、最後に第6セッションは藤栄剛委員と三谷和歌子委員にそれぞれ御担当いただくことになります。

皆様、本日はよろしくお願いいたします。

また、本年度の行政事業レビューは、昨年11月に内閣官房に設置された租税特別措置・補助金見直し担当室の取組と連携して実施することとされており、本日の公開プロセスには、同室の宮下参事官（財務省農林水産担当主計官）にも御出席いただいております。

次に、議事進行について御説明いたします。

各セッション開始後、まずは対象事業の担当課長から事業概要を説明します。所要8分程度を想定していますので、6分が経過した時点で一度ベルを鳴らしたいと思います。

次に、事務局の広報評価課長から本日の議論の論点を読み上げさせていただきます。

引き続き、内閣官房の租税特別措置・補助金見直し担当室の参事官からコメントを頂きます。2分程度でお願いしたいと思います。

その後、委員の先生方の議論に移ります。挙手順に指名しますので、指名後、御発言いただければ、その都度、農林水産省側から回答するようにいたします。

また、委員の皆様には大変恐縮ですが、議論と並行して事務局が用意したF o r m s のコメント入力フォームへ取りまとめコメントに盛り込みたい文面の入力をお願いいたします。

委員の皆様からいただいたコメントは、事務局にて1枚のペーパーに集約します。それを各セッションの最後に農林水産省選任の委員の1名に読み上げていただき、4名の委員全員に内容を御確認いただいた上で確定となります。

取りまとめコメントの確定版は、後日、農林水産省のウェブサイトで公表いたします。

引き続き、本日の会議の公開方法について御説明いたします。

本年度は、昨年度までとは異なり、会議の動画のライブ配信は行わず、今現時点での傍聴者は、省内の関係者と事前登録のあった報道関係者のみとなりますが、本日の会合は全て録画することとしており、後日、録画した動画を農林水産省のウェブサイトに掲載する形で公表させていただきますこととしております。

また、先ほど申し上げました取りまとめコメントの確定版に加え、配布資料、結果概要、議事録についても、準備ができたものから順次、農林水産省のウェブサイトに掲載させていただきます。

本日の終了時間は17時を予定しております。長時間にわたる会議となりますが、皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが第1セッションを開始いたします。第1セッションの「木材需要の創出・輸出力強化対策」につきましては、金子委員、中村委員、上村委員、林委員に議論に御参加いただくこととなっています。

それでは、林野庁木材利用課、難波課長から御説明をお願いいたします。

○木材利用課長（難波） 林野庁木材利用課長の難波でございます。よろしくお願いいたします。

私から、「木材需要の創出・輸出力強化対策」について御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

我が国の人工林が本格的な利用期を迎えておりますので、この豊富な森林資源を循環利用して林業・木材産業の持続性を高めながら成長させるということで、新たな木材需要を創出することが重要でございます。

このため、非住宅建築物の木造化ですとか木質バイオマスのエネルギー利用、木材利用の意義の普及啓発、あるいは木材製品の輸出拡大などを支援する事業でございます。

アクティビティとしては全部で①から⑥までございますが、いずれも長期のアウトカムとしましては国産材の供給・利用量を令和12年度までに4,200万 m^3 に増加させるということとしております。事前にいただいた御指摘を踏まえまして、もともと長期のアウトカムとしていたものも一部中期のアウトカムに移動したり、新しく設定するという形で修正をしております。

まず、①ですけれども、こちらは公共建築物の整備に取り組む地域協議会等に対しまして専門家派遣等により技術的支援を行うものでございます。これによりまして公共建築物等の木造化を促進して公共建築物の木造化率を上昇させまして、中期のアウトカムの建築用材の利用量を2,600万 m^3 に増加させるというものでございます。

②ですけれども、こちらは木質バイオマスの関係で、発電よりエネルギー効率の高い熱利用を行うということで、地域内エコシステムの構築に向けて地域協議会における計画策定などを支援するものでございます。地域内エコシステムの構築の取組を促進することで、熱電併給を行う木質バイオマス発電機を増加させまして、燃料材の利用量を900万 m^3 に増加させるという中期アウトカムにしております。

③は輸出の関係でございます。こちらは海外における直交集成板、いわゆるCLT等の販売力強化の取組を支援するものでございます。こちらは、有望と見込まれる国・地域におきましてマーケティング調査を行うということで、そのマーケティングの分析結果を成果報告会で普及するという内容で、林産物の輸出額を1,660億円に増加させるという内容でございます。

④でございます。こちらは、いわゆるクリーンウッド法の関係で、合法性確認の取組に関する支援ですとか、海外の違法伐採関連情報等の提供を行うものでございます。研修を開催しまして事業者の合法性確認の能力を向上させるということで、法律の内容を理解していただいて、

合法性確認の手順ですとか、あるいは証明書の確認、こういったことに習熟していただくことによりまして、サプライチェーン全体で合法性確認木材等の利用が促進されて、中期アウトカムに掲げます合法性確認木材の供給量を4,350万m³に増加させるというものでございます。

続きまして、⑤です。こちらは、木材利用の良さや意義を広く伝える、いわゆる普及啓発の取組を支援するものでございます。こちらは、木材利用拡大のためのイベントを開催しまして、木材を購入する際に国産材であることを重視するという人を増加させまして国産材の利用量の増加につなげるというものでございます。こちらは、現状の短期アウトカムでは、イベントの参加者に対するアンケートを行っているものではなくて、いわゆるマクロ的に取っているものですので、こちらでも事前の御指摘を踏まえて、事業との因果関係を明確にすべきという御指摘を頂きましたので、※で、今後、参加者に対するアンケートを取るということも検討していきたいと考えてございます。

続きまして⑥、特用林産物、いわゆるきのこの関係でございますけれども、先進的取組事例ですとか生産資材に関する情報の収集や普及、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集を行うものでございます。こちらは、先進的取組ですとか情報収集した優良事例等の成果の普及が進むということで、きのこの生産性の向上が図られて、これによって、こちらでも※で補足をしておりますが、きのこ生産に使用する原木ですとかおが粉等の利用量が増加することで国産材の利用量の増加につながるというものでございます。

以上、①から⑥まで御説明しましたけれども、これらによりまして長期アウトカムの国産材全体の利用量の増加を目指すという事業でございます。

スペースの関係で具体的な指標とか実績については、次の2ページから3ページにかけて記載しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

国民からの御提案を踏まえました「点検の視点」に基づく点検についてでございます。

まず、①ですけれども、短期・長期成果指標の目標値の達成が必ずしも実現できていないという状況を踏まえまして、事業の進捗状況ですとか財政資金の更なる効果的な活用の視点も踏まえまして、これまでも事業の見直し等を行っておりますけれども、引き続き見直しを進めていくとともに、この公開プロセスの議論も踏まえましてロジックモデルの見直しも行っていきたいと考えてございます。

次の5ページ目をお願いします。

5ページ目の②ですけれども、利用期を迎えます国内の森林資源の活用という政策目的に沿

ったものとなっているというふうに考えておりますし、また、支援先の選定に当たりましては、専門家による検討委員会において審査した上で選定をしておりますので、公平な運営を行っていると思っております。

また、次の③ですけれども、基本的に事業実施主体への直接補助という形になっておりますが、間接補助の場合であっても、事務の効率化に資するという形にしておりますし、また、真に必要な経費に限定して支出をしているところでございます。

最後、6ページ目をお願いいたします。

まず、④ですけれども、これらの事業は、環境整備への初期段階での支援を目的としたものとなっております、基本的に恒常的な運営費を支援するものではございません。このため、環境整備が完了すれば支援を終了するものとしております。

また、⑤ですけれども、電子メールでの申請を可能とするなど事務負担を軽減しているほか、ウェブサイトにおいて閲覧可能な資料は、資料の添付を省略しております。

最後ですけれども、これらの点検を踏まえまして見直しの方向性ですけれども、先般新しい森林・林業基本計画を閣議決定いたしましたので、こちらを踏まえて適切なアウトカムの設定によりまして効果検証を的確に行って事業内容の見直しを行うこととしております。その際、長期間にわたって実施しているモデル事業につきましては、事業の終了時期や条件について検討を進めてまいる考えでございます。また、森林環境譲与税の譲与を受けて自治体を実施する事業を踏まえた事業内容の整理を行うとともに、客観的なデータに基づくPDCAサイクルの実施を推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、本事業の論点を広報評価課長の藏谷より説明します。

○藏谷広報評価課長 「木材需要の創出・輸出力強化対策」の論点について読み上げさせていただきます。

論点1、本事業による様々なアクティビティが最終的に「国産材の供給・利用量を令和12年度までに4,200万m³に増加」という長期アウトカムにつながる政策効果の発現経路を明確にするロジックモデルを検討できないか。特に、普及啓発に関するアクティビティについては、それがどのような関係者の行動変容につながったかを評価できるような短期又は中期のアウトカム指標の設定を検討できないか。

論点2、木質バイオマス利用環境整備事業のように環境整備への初期段階の支援を目的とし

つつ長期間にわたって実施しているモデル事業について、事業の成果を踏まえ、終了時期の検討を含め、事業のあり方を整理できないか。

論点3、森林環境譲与税の譲与を受けて自治体を実施する事業との重複を検証し、事業内容を整理できないか。

以上になります。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございました。

続いて、内閣官房租税特別措置・補助金見直し担当室の宮下参事官よりコメントがありましたらよろしくお願いします。

○宮下参事官 ありがとうございます。

論点1については、おっしゃるとおりだと思います。先日、今後5年間の新たな森林・林業基本計画が閣議決定されたところでございまして、改めてロジックモデルを再検討するタイミングにあると考えております。

また、短期アウトカム指標ですが、公共建築物の木造率等、未達になっているものが見受けられます。担当部局において未達の原因をしっかりと分析した上で、よりよいPDCAサイクルを回していただくことが重要だと思います。

それから、論点2ですけれども、本事業は、地域における好事例をつくっていくというモデル事業でございしますが、平成29年から10年間にわたって継続しているものと承知しております。こうしたモデル事業については、論点にも記載されているとおり、あらかじめ出口をしっかりと定めた上で実施することが重要だと思います。

論点3につきましては、令和元年度から森林環境譲与税の地方への配分が開始されまして、その金額も徐々に増額してきているところです。現在、年間約600億円が市町村と都道府県に配分されているところでございます。

地方自治体では、この新しい財源を活用して森林環境の様々な事業を行い始めているところだと承知しております。本事業はもちろん、他の林野庁の事業についても、国の事業と地方自治体の事業の整理を行っていく必要があると考えております。

補足をさせていただきました。御議論いただければと思います。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございました。

それでは議論に移りたいと思います。

委員の皆様から御発言をお願いできればと思います。御発言のある方は、挙手をお願いします。

また、御議論と並行して、委員の皆様には、端末に御用意していますF o r m s のコメント入力フォームにコメントを入力いただき、10時45分までに送信ボタンのクリックをお願いいたします。一旦送信された後に再度コメントを修正したい場合は、F o r m s の画面に表示される「別の回答を送信」から送信可能となります。事務局に修正通知が届かないので、お手数ですけれども、T e a m s のチャット欄にその旨を投稿いただくか、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、どなたか御発言をお願いいたします。

林委員、お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございました。

3点御質問があります。

まず、ロジックモデルに関して、これまで事前にもいろいろやりとりさせていただいてよくなったなというふうに見させていただいております。特に各アクティビティがどのくらい長期的なアウトカムとどの程度の割合に寄与するのかというのが見えるような形になってきましたので、非常に分かりやすくなったとともに、そうすると、やはりロジックがちゃんとつながっているのかなというところの点検が更に詳細にできるようになってきているかなと思っています。

まず質問としては、公共建築物の木造化のところですが、それが進んでいって、最終的に長期アウトカムで国産材の建築利用量2,600万㎡に増加するということにいくわけですが、ただ、これ自体は公共建築物だけでなく住宅の方も含めてのものだというふうに理解しています。

もちろんおそらくそちらではそこを区分けしたデータあるいは目標値はお持ちだと思いますが、ただ、公共建築物の木造化を進めるということと、国産材を利用するということにはちょっとギャップがあって、公共建築物の木造化を進めていく上で、そこで更に国産材を使うということに対するインセンティブをどのように立てているのかというのがロジックモデルからはよく見えなくて、消費者のウッドチェンジの話は別にあるんですけれども、おそらくこれは公共建築物とはそんなに関係ない話なのかなと思っていて、そうすると、公共建築物の木造化で更に国産材をとということをどういう形で進めているのかというのがちょっと見えにくいというのが1点目でございます。

それから2点目、国産材か否かにかかわらず公共建築物の木造化に関しては、目標値の達成がまだまだだというのが御説明として承ったところです。ここの原因分析と、そしてそれへの

対策というのは今どういうふうにお考えになっているのかというのがお聞きしたい2点目でございます。

3点目が、論点の二つ目にありました木質バイオマスのお話でございます。モデル事業とかそういう論点もあるんですが、見させていただくと、今回、アクティビティごとの目標値をつくっていただいたのでちょっと分かりやすくなって、国産材の燃料材の利用量の最終目標は、令和12年に900万m³だと。実は、現状も令和6年で1,200万m³になっているので、これ超えているんですね。これは、もちろん超えて更に進むというのはいいことではあるんですけども、やはり限られた公的資金をどこにつぎ込んで一番効果を出すかということを考えるときに、木質バイオマスというのは、ある種もうさちっているというか、ある種飽和状態にあるというふうにお考えなのか、いやいやもっと課題があって、更にここは増加することができるんですというふうにお考えなのか、この辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○木材利用課長（難波） ありがとうございます。

まず、1点目のロジックモデルにつきましては、事前の御議論を踏まえて修正をさせていただきましたけれども、御質問としましては、この公共建築物の木造化を進めるということと、国産材の利用量を増やすというのがどういう関係かということでございますけれども、この取組としましては、地域協議会に対する技術的な支援ということで、まだまだ非住宅に取り組んだ経験のない方は地方に多いので、国の方から補助事業、自治体を通じて専門家を派遣して、そういうアドバイス等をするということなんですけれども、実際に取り組む際には、地域協議会の中で、やはり山側の、例えば森林組合さんとか、あるいはさっきの流通の関係者、そして設計施工する方、そういう川上から川下まで入っていただくということなので、基本的には地域の材がまず何があるかというところを整理していただく。

例えばある地域協議会ですと、地域材のリストみたいな、この地域ではこの樹種で、こういう強度のものが採れるよと整理していただくという形になっていますので、基本的にやはり皆さん地元の木材を使いたいという御要望がありますので、この地域協議会の取組を進めるということは、基本的には国産材の利用につながっていくというふうに考えておりますし、また、別途、国産材の利用の意義については、先ほど御指摘ありました⑤の事業ですね、全体的な普及啓発というのは取り組んでいるところでございます。

それから②につきまして、公共建築物の木造率のアウトカムの指標、まだまだ達成できていないという状況ではありますけれども、着実に木造化率、これも事前の御議論でありましたけ

れども、目標は、我々としては少し高めといいますか、これまでの伸びよりも、やはり政策というのは少しドライブをかけた目標設定にしております、そういう意味でも目標達成できていないところではあるんですけども、木造化率自体は着実に増加をしておりますし、この事業でかなり地域に協議会という形で体制はできてきつつありますので、ただ、今お声を聞いていますと、更に、やはりこれから公共建築物でも老朽化して大規模な更新等がある中で、そういうやり方はなかなかノウハウがないので難しいという声もお聞きしていますので、今まで体制整備というところにある程度尽力してきたところでありますけれども、少し具体的なプロジェクトを動かすところ、そういったところのサポートができないかというのは我々としては検討しております。

それから、3点目のバイオマス関係でございます。御指摘のとおり、このロジックモデル上の目標である900万 m^3 、これは幸いなことにクリアしておりますが、その要因としては、やはり東日本大震災以降にできましたF I T制度、F I P制度、固定価格で買い取るという制度があることで非常に全国的に発電所が増えておりまして、その政策もあってバイオマスの利用量が増えておりますけれども、我々としては、F I Tについても一定の期間が経てば終了する制度でありますし、その後もしっかりと未利用材の利用を増やしていくという意味では、やはりエネルギー効率の高い熱利用をしっかりと進める。発電もいいんですけども、発電もしながら熱を使っていただくという取組を進めていく必要があると思っております、今の新しい基本計画を策定したというふうに申し上げましたけれども、こちらでは新しく令和12年に1,300万 m^3 というのを新しい目標に設定しております、量としてはそんなにこれから伸ばしていくという状況ではなくて、あくまで今ある材をしっかりと熱利用という形で地域内で循環させるという形をつくっていききたいというのが我々の考えでございます。

以上でございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、金子委員、お願いします。

○金子委員 御説明ありがとうございます。

3点お尋ねいたします。

まず、この量を増やすという観点で中心的なのは三つ、非住宅としての公共建物を木質化するというのと、バイオマスとC L Tですね。多分どれも一般の人にはなじみが薄い。普及啓発という言葉が出てきますけれども、特に公共建築物とかC L Tとかというのは、C L Tなんて私も、こちらのことをいろいろ携わらせていただくようになって初めてそういうものがあるん

だということを知ったような状況で、一般の方は多分あまり御存じない。そうすると、普及啓発というのを、地域のみならず国民的に広げていかないと、木材をもっと使おうという機運が出てこないのではないかということが、要するに、知らないものは使いようがないというのがあります。その辺りのもっと幅広い周知というのはどういうふうになっているのかなというのがまず1点。

2点目は、先般、薪を拝見したりしましたけれども、今までのコメントなんかにも出てきましたけれども、要するに、ああいう導入を支援して、その終了、さっきも、ある程度やったら終了するという言葉はございましたけれども、そこは何か決まり事というんですか、機械的にある程度ここまで達成したら、そこから何年経過したら一回やめるよと。要するに、立ち上げをやって、そのまま支援を続けていると、そこに予算が固定化されると、次やろうという人のところに予算が回らないということも当然想定されますので、そのやめ方のルールというのはどうなっているのかなというのが2点目です。

3点目は、私の認識では、森林環境譲与税というのは住民税と同時に徴収をされて、一旦国で受けて、国が都道府県や市区町村に配分するという流れになっているというふうに認識をしていますので、そうすると、事業の重複の問題というのも、国側が自治体にお金を流しているという立場からすれば、国側が自治体の事業の予定、実績というのをきちんと把握して、自分たちの事業と重複がないように主体となって調整するのが国側なんじゃないかというふうに認識をしているんですけれども、その辺りというのはどういうふうになっているのかというのをちょっと教えていただければと思います。

以上3点です。

○木材利用課長（難波） 1点目と2点目は私の方から、3点目は担当の室長から御説明させていただきます。

まず1点目の、おっしゃるとおり、まず知らないと使っていただけないということで、普及は大事だという御指摘でありますけれども、これについては、やはり⑤の、いわゆる普及啓発の事業の中で、特に一般の消費者向けのウッドチェンジの普及ということで、シンポジウムをやったりイベントをやったり、あとは、最近効果が出ているというか、主力になっているのは、いわゆるECサイトの中で国産材の特集をしていただいて、買物もしていただきながら、何でも国産材を使うといいのかというところを御理解いただくような事業もやっておりますし、あとは、個別の事業の中でも、公共建築物の地域協議会に対する支援をしておりますけれども、何でも公共建築物を支援しているかといいますと、やはりその地域にとっては非常にシンボリッ

クな建物で、我々としても別の事業で木造化の支援というのはやっておりますけれども、そうした際にも、できるだけ利用する方が多い施設を対象に支援をしております、そういう展示効果、皆さんに木の良さを知っていただくという形でやっております。

あと、CLTについては、おっしゃるとおり、なかなか専門分野の方というか、一般的にはまだまだ知られていないところではありますけれども、これについてもやはり関係省庁でCLTのロードマップというのをつくる中で普及というのをやっておりますし、例えば今年の万博ですと、日本館でCLTを使って建物を造って、これもほぼ国産材を使ったCLTということでやっておりますし、また、来年3月からはGREEN×EXPOもありますので、そういった中でも、このCLTを使って、そういうPRというのもやっていきたいと考えております。

それから、2点目の御指摘の木質バイオマスの地域内エコシステムの事業についてやめるとき、冒頭、参事官の方からも御指摘ありました、出口どうするかという御指摘もありましたけれども、この事業自体、10年ぐらいやってきておりますが、それぞれの地区は、例えば2、3年ということで、当初であればフィージビリティスタディ調査から始めて合意形成をして、更には具体的な計画を立てるという、そこまで支援をするような事業でありましたけれども、今は実施計画策定段階ということで絞っておりますので、基本的には1地区、2年から3年で計画ができれば、その地区自体は卒業して、また別の地区を採択するという形でやらせていただいております。

○森林利用課森林集積推進室長（三間） 森林利用課の三間と申します。

金子先生から御質問いただいた3点目でございます。譲与税と国の事業が重複しているのであれば、国の方でまず調整すべきではないのかということなんですけれども、まず、補足的にはなるかもしれないんですけれども、環境税、森林環境譲与税ができた経緯というものからいきますと、まず、そもそも国の事業ではカバーし切れないとか不足しているところを、足りない部分について、カバーできない部分を何とかするという財源として譲与税ができたということです、どちらかというと、国の事業、国の施策が先にあって、そこでカバーし切れない部分を、市町村の事情等々を踏まえてやってくれということになっておるところは御承知おきいただきたい。

その上で、重複って何だということではあるんですけれども、我々、実際、夏に概算要求して、そうしたら、都道府県を通じて各市町村にも、国がこういう事業をやろうとしているぞというのは伝えますから、その上で市町村が翌年度の予算も要求して、じゃ、ちょっとうちは、この地域ではもうちょっとこういうふうにやらなきゃとか、国の要件でできない部分につい

て、じゃ、うちはこういう事業をしようかなといったところで調整というか調和が図られて重複がないという形でやれているというのが今の現状でございます。

こんな答えで大丈夫ですか。

○金子委員 分かりました。ありがとうございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 続きまして、上村委員、お願いします。

○上村委員 関西学院大学の上村です。

先日、現地視察をさせていただいて、もろもろ調整していただきましてありがとうございます。多くの方に感謝します。とても勉強になりました。

資料の28ページ目に、先ほど説明していただいた点検結果のところがあります。この事業についてはほとんどこれなのかなと思っていまして、要は、これらの事業の実施において成果指標の目標値の達成が必ずしも実現されていないし、あと、長期間にわたって実施しているモデル事業なんだけれども、こういうものについては、終了時期の条件について検討していくということと、あと森林環境譲与税との自治体事業との事業の整理をやるということですよ。

だとすると、もちろんロジックモデルの検討も重要なんですけれども、やはり終了を見据えた出口戦略が極めて大事なかなと思っています。

29ページ目、改善の方向性にもそういう形になっていますので、これを見据えて事業の終了時期や条件についても検討を進める。

この条件なんですけれども、10年も続けていると、もうほとんど分かっているんじゃないかなと思っています。

それで三つ申し上げます。意見なので、質問じゃありません。

本事業は、ここに書いてあるように、モデル事業として位置付けられています。モデル事業は、これ先導的に国が実施する事業なので、比較的短期間に成果を出す必要があると思っています。事業を10年程度続いていると資料にあるんですけれども、この10年で先導的なモデルが形成できたかがとても重要だと思います。ということを考えてこのロジックモデルを見ると、やはりアウトカムの達成が非常に厳しい状況にあったということはあるかなと思っています。これ一つ目です。

二つ目は、先ほど議論になった森林環境譲与税の税収によって自治体が様々な事業を展開していますけれども、この事業と自治体の事業の中に同じような事業が含まれています。例えば林野庁のウェブサイトには森林環境税及び森林環境譲与税というページがありまして、そこに譲与税の活用事例という資料があります。これを見ると、自治体のこの事業の例が掲載されてい

て、本事業でやられていることとほぼほぼ同じようなことが実は書かれているんです。なので、農水省さんと自治体の事業で重複した事業が展開されているというふうに考えています。これが二つ目です。

三つ目です。もちろん自治体が行っている事業でも、百歩譲って国が乗り出すということであるんだとすると、自治体をまたがって広域展開が必要になるというふうに思っています。ですが、私が知る限り、広域展開をされているような事例がなかなか見当たらないような認識を受けています。例えば私たちが視察で訪れた地域内エコシステムの現地のときの資料を見ると、支援地域は基本的には市とか町のレベルなので、広域で展開されているようになかなか見受けられない。仮に広域展開をやるんだったら国がやるべきなのかということを考えると、実は都道府県ができるので、都道府県にも譲与税が入っていますから、だとすると、国が乗り出す理由というのはかなり乏しいかなと思っています。

ということで、この三つの理由によって、本事業はやはりそろそろ出口戦略を考えて廃止を見据えた整理の時期に来ているんじゃないかなと思っています。単に廃止するんじゃなくて、やはり今までの経験で何がうまくいって、何がうまくいかなかったのかということのをきっちり総括して、これはモデル事業ですから、うまくいったものについては横展開するというようなところが重要なかなと思っています。

最後です。本事業と同じように、モデル事業を長年続けていて目標とするアウトカムの指標が達成が難しいという事業とか、あと自治体事業との重複がある事業については、一旦立ち止まって出口戦略を示すということは行政事業レビューの原則とすべきだと思います。この点は横串を刺すという意味で示しておきたいと思います。

以上です。

○木材利用課長（難波） ありがとうございます。

まず、1点目の10年続いているモデル事業ということで、木質バイオマスの地域内エコシステムの事業のことだと思っておりますけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、これまでも支援内容の見直しとか重点化をやってきておりまして、これまでやってきたフィージビリティスタディとかそういうのは支援してなくて、今は実施計画策定段階ということで、かなり重点的にやっておりますけれども、今御指摘いただいたことも踏まえて、これまでの成果をしっかり検証した上で、終了時期の検討も含めて更に内容の見直しというのは検討していきたいと考えております。

関連して、実際、松田町の事例を御覧いただきましたけれども、今御指摘としては、広域的

な事業ではないので国がやる必要があるのかという趣旨、同じ県内であれば県とかでもできるんじゃないかという御指摘だと思いますが、地域内エコシステム自体が、やはり集落だとか市町村単位でいかに森林資源を循環させて熱利用するかという事業なので、どうしても事業の単位としては市町村レベルになってしまうんですけれども、なかなかそういう市町村レベルだと、どうしたらサプライチェーンをつくれるか、熱利用をする際の課題とか、そういうのはなかなかノウハウが、これ県でもあまり持っていないところでありますので、10年やってきた中でいろいろなノウハウも蓄積されていますので、そういったものを活用して支援をして、できるだけ成功事例をつくっていく。そして、うまくいったものはしっかり横展開をしていきますし、もちろんこれまで支援した中で、なかなかうまくいわずに途中でちょっと頓挫してしまったような事例もありますので、その辺りの要因もよく分析して、成功事例をできるだけ広げていきたいと考えております。

○森林利用課森林集積推進室長（三間） 続いて、譲与税との関係というところで上村委員からも御質問というか御意見いただきましたけれども、先ほども申し上げましたが、先にあるのが国としてやっていくべき施策とか、我々として推進していきたい方向性というのがあって、そのために我々施策を展開している。ただ、それじゃカバーし切れない部分があるので、譲与税というものが令和元年にようやくできたといったところですので、地域の裁量に基づいていろいろやれるとしても、それができたから、国はもう撤退していいだろう、あとは市町村任せだということであれば、それが本当に国全体として施策がうまく転がっていくのかというと、決してそうじゃないと思うんです。両方合わせてやっていくというのが大事だと思っています。それこそ上村先生がおっしゃったように、より効果的なものとか効率、より波及効果が大きいとか、横展開しやすいものとかというのはどうしていくんだという部分はあると思うんですけれども、譲与税でできるから、何かそれはもう排除した方がいいんじゃないかというのは、そもそもの経緯からしても、地方からしても、ちょっと違うんじゃないかというふうに思うんじゃないかなと思っていますので、ちょっとコメントさせていただきました。

○上村委員 上村です。ありがとうございます。

だとすると、自治体ができない仕事を農水省がやるということかなと思います。

○木材利用課長（難波） ありがとうございます。

あくまで本事業で支援しているものにつきましては、先ほど言いました地域内エコシステムの熱利用のノウハウもそうですし、ほかの、例えばクリーンウッド法の海外の情報の調査、こういったものはなかなか個々の自治体で難しい。国全体として必要となる事業だというふうに

認識しておりますので、そういった意味では譲与税を使って自治体が行う事業とは本事業については重複していないというふうに考えておりますし、引き続き地方との役割分担といったものを踏まえて、国が何をやるかというのは引き続き整理をしていきたいと考えております。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 中村委員、お願いします。

○中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。

先日、現地視察をさせていただきありがとうございました。ロジックモデルの方も改善いただいたので、より検討がしやすいように感じております。

私の方から主に3点、御質問、コメントをさせていただければと思っていまして、1点目が目標の立て方、その考え方について、2点目が課題の構造的な分析状況について、3点目が各課題のボトルネックの分析状況について、その3点について御質問、コメントさせていただければと思います。

まず、1点目の目標の設定で、私がちゃんと理解できなかったのですが、今回新たに900万 m^3 という目標を新規で追加いただいたところである一方で、既に達成済みである。なお、1個上の2,600万 m^3 のところはなかなか達成が難しいといった状態と認識しています。その際、どういう考え方でそれぞれの目標値が設定されているんだろうなというところが少し気になりました。

少し補足をさせていただきますと、例えばアクティビティ①に関連すると、公共建築物の木造化・内装の木質化の進展で目標値がR7が20%となっていると思うんですけども、20%が仮に達成されても、2,600万 m^3 は達成されるわけではないという状態と認識しています。本来の目標値は積み上げで、こういったロジック・こういった目論見で、数値的にもある程度達成できそうだという整理が必要と考えています。そのような整理がなければ、どうやって予算規模の妥当性を判断しているのかなと悩ましく感じています。目標起点で考え、この目標のためにはこれぐらいの事業が必要で、だからこんな予算が要るんだと整理されていると、確かに予算規模が妥当なんだなというのは分かるように思います。目標の設定の考え方がどのようなものであるのか教えていただきたく考えています。

2点目が、課題や課題の構造化です。主にアウトカム中期に関するところについての御質問です。

例えばなんですけれども、木材利用のアクティビティ⑤が分かりやすいと思っています。これは多くの方にもっと国産の木材を使ってほしいというところだと思うんですけども、使ってもらうための一番のボトルネックや課題が、果たしてこれ国民が国産材大好きといいますが、

何か使うときは国産材がいいと思うのが本当にいいのか、それとも住宅メーカーの人がちゃんと国産材をPRできるような状態になるのがより重要であるのかなど、その目的のために本当に重要な課題って何ぞやということを考えたときに、どういうロジックで現在の「国民の国産材であることを重視する割合」と整理されたのか、そのロジックや考え方が把握できませんでした。そういったのがほかのところに関しても同様であり、公共財のものについても、何が今の本当のボトルネックであるのか、輸出のところも同様です。本当のボトルネックに対応してなかったら、アクティビティをどれだけ改善したとしても課題解決につながらないのであれば、そのロジック（課題解決に向けて本当に重要なボトルネックの整理・設定方法）がどうなっているんだろうなというのが気になりました。

最後のボトルネックも、ほとんどその課題の構造化で今申し上げたので、すみません、集約すると主なその2点になります。

以上です。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 すみません。あと10分で質疑、議論の終了時間になりますので、コメントを送付いただいていない委員におかれましては、お早めに送信をお願いいたします。

では、難波課長、お願いいたします。

○木材利用課長（難波） ありがとうございます。

目標の立て方という御質問ですけれども、ちょっと分かりにくいんですが、今日お示ししているロジックモデルは、ちょうど改訂される前の、前の基本計画の数字を用いてアウトカムにしておりまして、これらの数字は改訂前の基本計画で位置付けられた数字でございます。

先ほど言いました燃料材については、もともとは900万 m^3 という目標を立てていたんですが、既に目標を超えているような状態で、それは政策が効いている分もありますけれども、やはり発電所の増加といった要因もあって目標を超えるような数字になっている一方で、建築用材については、現状としては、前の基本計画で立てていた目標というのは達成がなかなか難しい状況で、それは今新しい基本計画を立てましたけれども、その際にも検証したんですが、それはやはり新型コロナウイルスの影響でかなり需要が落ち込んだりですとか、思った以上に住宅着工とかが落ち込んで、さらに、最近住宅の1戸当たりの面積も減っておりまして、そういう影響もあって全体の需要が縮小してなかなか達成が難しかった。国産材自体は増えているものの、全体のパイが小さくなる中で少し達成が難しいという状況になっておりますので、新しく立てた基本計画では、需要量の減少も踏まえながら、建築用材についても令和12年までに2,300万

m³ということで少し数字も落としたような建築用材をですね、その実態も踏まえて新しい目標を立てております。

御質問のありました、例えば公共建築物の木造化率20%になったからといって、もともとの2,600万m³達成させるのかということ、おっしゃるとおり、この公共建築物というのは本当に一部といいますか、やはり住宅が一番のメインの需要になりますので、しっかり住宅の中で国産材を使っただけという施策は別途、この事業ではないですけれども、別途、国交省とも連携しながらやっておりますし、公共建築物に限らず非住宅の中で店舗とか事務所、こういったものの中でしっかり国産材を使ってもらおうということで、それは新しい2,300万m³の目標の中では住宅でこれくらい、非住宅でこれくらい伸ばしていこうという中で積み上げをしておりますので、その一部に貢献するという形になっております。

それから、課題の分析というところで、これも事前の御議論で少しありましたけれども、消費者のウッドチェンジを促すのが本当に需要を伸ばしていくことになるのかということなんです。おっしゃるとおり、先ほど言いましたように需要は住宅が大きいんですけれども、やはり皆さんも考えていただくと、なかなか住宅というのも一生に一回買うかどうかというところなので、もちろんそこで国産材を選んでもらうというのは別途住宅メーカーさんとも連携しながら国産材の普及というのはやっておりますけれども、そんな住宅を買わない人でも、身近なところで、まず木材の利用を知っていただくというのがこちらの事業になっていますので、そういう意味では、やはりまだまだ国産材の意義というのはアンケートを取っても知られていないところありますので、最終的に住宅を買っていただければ一番ベストなんですけれども、ふだんから少し家具であったり身の回りのもの、こういったものに木材を少しでも取り入れていただくという形でこの事業をやっているところでございます。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 中村委員、よろしいですか。何かありますか。

○中村委員 時間もないので手短にと思っています。行政事業レビューの立て付け上の問題でもあると考えています。多くの場合、国の大きな計画の目標値をインパクトに記載するものと認識しています。その目標が達成された際には、日本の課題を解決しましたという状況になるものと考えており、そこに紐づく事業の重要性は相対的に低くなるものと考えています。ロジックモデルに基づく議論をしようとする場合には、既に目標が達成されたのであれば、別の課題を狙っていることを改めて設定いただくとか、関係をうまく整理しておく必要があると考えています。省庁においては非常にたくさんのロジックモデルがつくられていると思うんですが、どうやって使っていくんだろうかというところが見えなくなるように思っています。

皆様に対してというよりも、制度の立て付けとしてこのままだとロジックモデルがうまく使われないで、やり損にならないかなというふうな懸念を持った次第です。

以上です。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 そろそろ時間になりますけれども、まだあと2、3分ありますので、これだけは質問したい、御意見等がありましたらお願いしたいと思うんですが。

では、よろしいですか。

それでは、まだちょっと時間ありますけれども、質疑、議論を終了したいと思います。

結果がまとまりましたので、委員の皆様におかれましては、端末上のT e a m sの画面で取りまとめコメント欄を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめコメント欄につきまして、金子委員より発表をお願いいたします。

○金子委員 論点1について、本事業はモデル事業だと考えられるが、モデル事業は先導的に国が実施する事業であり、比較的短期間に成果を出す必要がある。しかしながら、この事業は長年継続しているものの、目標としているアウトカム成果の達成は厳しい状況にある。そのため、事業の廃止を含めた抜本的な見直しが必要になる。

次です。長期アウトカム4,200万㎡は究極のものなので、アクティビティから短期アウトカム等へのつながりを常時再検討することは不可欠である。例えば①の技術的支援木造化促進（協議会）、木造化進展（木造率）は、ある意味、同義反復とも言えるのではないかな。特に普及啓発活動がダイレクトに影響するような指標の模索が常に必要と思われる。

ロジックモデルが改良され、各アクティビティが国産材の供給・利用量の増加量にどの程度寄与するのかは見えやすくなった。これらを踏まえて最も効果の期待できるアクティビティや達成ができておらず、強化が必要なアクティビティを優先付けするなどして目標達成を確実にするように検討していただきたい。

また、定型様式のロジックモデルの背後に、詳細で多段階のロジックモデルを作成し、各アクティビティが本当に短期・中期アウトカムへと至るのかというロジックの精査をしていただきたい。

普及啓発については、イベント数や参加者数にとどまらず、イベントに参加した建築主、施工者、木材関連事業者等の具体的な行動変容を把握する指標を設定することが望ましい。例えば国産材利用を前提とした設計調達案件数、国産材利用を前提とする調達方針、調達件数など。これによりイベントの実施の効果をより明確に把握していただきたい。

現在のアウトカム中期を実現する上での課題、ボトルネックを整理することで、その内容を

踏まえた整理が重要と考える。解決することが重要な課題をアウトカム中期として設定することで課題の解決がアウトカム長期につながるというロジックになる。

次、論点2についてです。本事業は、廃止を見据えた出口戦略を示す時期に来ている。本事業の経験で何がうまくいき、何がうまくいかなかったかを総括することが必要である。

現地調査で明らかのように、普及啓発、すなわち導入時の支援、コンサル等は必須と思われる。現状、計画策定でほぼ事業終了とのことなので、問題ないようにも思われる。事業を長期にわたって支援するということは、次の他の初期段階事業を支援することに予算を回せないということになるので、要注意である。

モデル事業は、標準的な実施手法の整理や他地域への横展開を目的とすべきものであり、有効なモデルが他地域へ普及すれば、廃止するか、新たな社会課題や新技術に対応した新モデルの形成に焦点化していくべきである。

アウトカム指標である木質バイオマス発電機、熱電併給の導入数が、直近2年間では増加傾向にないことを踏まえ、本事業が現在もモデル事業として他地域での木質バイオマス利用の増加につながっているのか、今後、モデルを普及させるべき地域がどの程度残っているのか、既存のモデルでは対応できない課題が何であるのかを検証すべきである。さらに、横展開を阻害している制度的・技術的課題を調査し、その解消に重点化した事業内容とすべきである。

解決を図る課題及びそのボトルネックを踏まえた整理・検討が重要と考える。解決を目指す課題起点での終了の検討が重要と考える。

論点3についてです。森林環境譲与税の税収によって地方自治体が様々な事業を展開しているが、地方自治体の事業の中に本事業と同じような事業が含まれている。農水省と地方自治体で重複した事業が展開されている。地方自治体が実施できる事業でも、国が乗り出すのであれば広域展開が必要になるが、本事業の事例を見ると、広域展開できている事例はほとんど見られない。さらに、都道府県であれば、市町村を超えた広域展開ができ、国が乗り出す理由はやはり乏しい。

森林環境譲与税という新税の使途を十分把握することは不可欠である。特に資金の流れとして、国が集めたものを都道府県や市町村へ配分するので、国側の事業と重複しないように、国の事業の事前周知は国側の責務であると思われる。森林環境譲与税による自治体事業、環境省等の他府省の関連事業との役割分担を整理する必要がある。

本事業は、標準的手法の整理、技術的知見の共有、広域的な市場形成など個別地域を超えるモデル形成、横展開に重点化すべきである。

農水省は、構築したモデルを踏まえた他の財源や施策の活用方法について、自治体等への助言、情報提供を行う役割を重視するなど、次の段階を検討していただきたい。

地域単位での国産材供給・利用量の増加を図る上での課題を構造的に整理することが重要と考える。地域単位での整理結果を集約することで全国規模で必要な取組の特定を図ることが考えられる。

その他です。本事業と同じように、モデル事業を長年続けていて、目標とするアウトカム成果指標の達成が難しい事業については、立ち止まって出口戦略を示すことを行政事業レビューの原則とするべき。

以上です。

いただいた御意見については以上ですが、何か他にございますでしょうか。

特にないということですので、農林水産省は本取りまとめ結果を尊重の上、事業内容の改善に向けた検討をお願いします。

それでは、進行を事務局に戻します。

○中澤危機管理・政策立案総括審議官 ありがとうございました。

以上で本事業につきましの議論を終了いたします。

次のセッションは10分後、今11時ですから11時10分から再開したいと思います。約10分ほど休憩時間を設けたいと思いますので、また11時10分ちょっと前ぐらいにお戻りいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、このセッションは終了いたします。